

当球団加入のスポーツ安全保険の概要等

当球団では、登録選手、指導者、審判員について、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入していますが、その概要等をご案内します。（詳しくは、「すば安ねっと」で検索してください。）

■保険の加入期間、加入区分、対象事故及び保険内容

○加入期間は、毎年度毎に、4月1日（注①）午前0時から翌年度3月31日午後12時までです。

注①：年度中途の登録者は、追加の加入申込・掛金支払日の翌日になります。

○加入区分（年間掛金）は、登録選手（A1：800円）、指導者・審判員（AC：1,850円）です。

○対象となる事故の範囲は、次のとおりです。

- ・当球団の管理下における団体活動中の事故（学校での事故等は対象外）
- ・当球団が指定する集合・解散場所と登録選手等の自宅との通常の経路往復中の事故

※上記に掲げる場合で、「急激かつ偶然的な外来の事故」により被った傷害が対象となります。

このため、疲労骨折、関節ねずみ、オスグット病、野球肩等のスポーツ特有の障害で、急激・偶然・外来の用件を満たさない者は含まれません。試合球場等で自動車への物損事故が起きても補償がないので十分注意を！

○保険の主な内容は、次のとおりです。（金額は、登録選手で例示。その他詳細はチラシ等で確認願います。）

- ・入院保険金 入院に対して、初日から180日を限度に1日につき4000円（事故日から180日以内、以下同）
- ・手術保険金 入院中に手術を受けた場合は上記日額の10倍額を、他の手術の場合は5倍額を①に加算
- ・傷害保険金 通院日に対して90日を限度に1日につき1500円

■事故の連絡から入院・傷害保険金の請求までの流れ

- ①事故の発生 指導者・保護者は選手の処置等をお願いします。指導者は併せて事故の現認をお願いします。
- ②事故の報告 保護者は別紙「事故連絡票（傷害等）」に必要事項を記入の上、指導者の確認を受け、当球団保険担当者に連絡・FAX送信をお願いします。
- ③事故の通知 当球団保険事務担当者が保険幹事社（東京海上日動火災保険株）に事故通知を行います。
- ④書類の送付 保険幹事社から、登録選手あてに保険金請求書類が送付されます。
- ⑤保険の請求 登録選手保護者が、必要書類を添えて保険幹事社に請求書（注②）を送付します。
注②：当球団代表の押印が必要です。代表者印鑑は父母会長が保管。

■当球団保険事務担当者

笹川 電話 080-5729-3620 e-mail char.cx5.diesel@gmail.com

■参考（Q&Aの一例）

Q1 「傷害」とはどのようなものですか？

A1 「傷害」とは、病気に対する「ケガ」という概念がほぼ相当しますが、「ケガ」よりはやや広い意味を有し、次の場合を含みます。

・受傷部位は必ずしも身体の外部である必要はなく、急激、偶然、外来の事故に起因するものであれば、内部諸器官の出血、筋違い等も傷害といえます。

その他の説明も、スポーツ安全協会のHP等に掲載されています。

事故連絡票(傷害等)

事故内容の確認者サイン

作成年月日	令和 年 月 日	選手保護者	昼間の連絡先電話:		
事 故 者	氏 名	S	男・女	生年月日	S・H 年 月 日(歳)
	住 所				TEL
	勤務先 学校等				TEL
発 生 日 時	令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分				
発 生 場 所					
発生時の状況					
ケガの種類 (傷病名)					
負 傷 部 位	頭部 ・ 顔面 ・ 頸部 ・ 胸部 ・ 上肢 ・ 手部 ・ 下肢 ・ 足部 ・ 指部				
病 院 等	名 称				
	住 所				TEL
治療日数等	入院 ・ 通院 (開始 R . . . ~ 日間)				

札幌真駒内リトルシニア保険担当 笹川 電話 080-5729-3620

(注) 保険金を請求する際には、請求額(手術保険金を含めない。)が10万円以下の場合は、領収書又は診察券の写しを添付の上、

後日送付されてくる保険請求書の治療状況欄に記入することで

医師の診断書(自己負担)が省略できますが、請求内容によっては、診断書の提出を求められる場合があります。